

平成20年度施策評価シート

第4期石狩市総合計画(戦略計画)における位置付け		1次 評価者 (主に当該 施策を担当 する部長)	所属	建設水道部
めざすまちのテーマ等	1 安全・安心・快適なまち		職名	部長
施策項目	(6)住宅・住環境の整備		氏名	南 治彦
			TEL	72 - 3136
	施策コード			
	106			

1 施策の目的

質の高い住宅の供給と良好な住環境の創出により、快適に暮らすことができるまちをめざす。

2 現状

市営住宅は、再生基本計画やストック総合活用計画に基づき、建替えを行なっているが、耐用年数を越えた老朽住宅ストックの解消や既存住宅の住環境の改善などが課題となっている。
 既存市街地の住環境については、少子高齢化の進展や住み替え需要によって、空家が増加する傾向が出ており、未利用宅地などとともに、不動産の流動化を促進する方策が求められている。

3 成果指標

		指標の名称					単位	H17実績値	H23目標値
指標1	公営住宅(市営住宅及び道営住宅)整備個数					戸	942		
指標2									
指標3									
指標4									
	H18実績値	H19実績値	H20実績値	H21実績値	H22実績値	達成度: H19実績値 / H23目標値	参考: H19実績値 / H17実績値		
指標1	950	931	931			-	98.8%		
指標2									
指標3									
指標4									

4 1次評価(部長評価)

(1)成果指標の目標値の達成状況とその要因分析	
市の財政状況から、公営住宅の建替えが進まず、又、国の方針により、道営住宅の新規建設も難しくなり、整備戸数増加目標に対し減少となっている。	
(2)目標値の将来の達成度の見込み	
不良住宅が増加するなか、市営住宅、道営住宅とも当面建替え及び新規建設計画が無く、目標の達成は難しい状況にある。	
(3)今後の課題	
市営住宅は、耐用年数を経過した老朽化住宅が過半数を占める状況にあり、早急な建替えが求められているが、膨大な事業費が必要なことから、建替えは難しい状況にある。中長期的には、民間活力の積極的な導入も踏まえた効果的な手法を取り入れながら、老朽化住宅の用途廃止と併せ、住宅の必要戸数を確保していく必要がある。	
(4)注力と今後の取り組み方針	
注力	今後の取り組み方針
:これまで以上に力を注ぐ :これまでどおり力を注ぐ :これまでのようには力を注がない	老朽化の進行により、緊急に修繕等を要する市営住宅については、改修・修繕を進め、改修の効果が見込めない住宅については建替えを行うよう努めるとともに、道営住宅の誘致を進め、良質な公営住宅の確保に努めていく。
(5)関連する事務事業のあり方	
市営住宅の新規建設は事業費負担が大きく、市の財政状況に大きく依存することから、当面は改修事業に注力していく。また、花川東地区の土地区画整理事業については、健全な市街地の形成を図るため事業完遂に向け支援を行っていくが、借入金元金補給については平成21年度で当初予定通り終了する。	



ここまで1次評価者が記載した上で、パブリックコメントを実施し、市民意見を募集します。

5 中間報告に対する主な市民意見

市として市営住宅を建設し、維持管理することが必要でしょうか。一定の費用で維持管理できるものは当然やることとしても新築することには疑問。必要であれば空家の目立つ公団と連携して借り上げ市営住宅とすべき。

6 最終評価（石狩市行政評価委員会評価）

(1) 観点別評価

評価項目		評価
達成度	成果指標の目標の達成(進捗)状況	C
有効性	施策に関連する事業の有効度	B
効率性	費用対効果	C
妥当性	施策の取り組み姿勢	C
総合評価		C

評価基準			
A	B	C	D
極めて高い (極めて順調)	高い (概ね順調)	低い (余り順調でない)	極めて低い (順調でない)
極めて高い	高い	低い	極めて低い
極めて高い	高い	低い	極めて低い
極めて高い	高い	低い	極めて低い
極めて良好	良好	良好と言えない	問題がある

(2) 今後の方向性に関する委員会意見

厳しい財政状況の中で、望ましい施策すべてを同時に行うことは難しいが、その中でも早急に取り組むべきことと実施は後年度になっても実施に備えて必要な具体的検討をしておくべきことがある。例えば建築物の耐震化促進は、前者になると思われるし、市営住宅の建て替えや斎場の広域利用は後者になると思われる。こうした区分けを明確にし、施策全体の取り組みスケジュールを立て、それに沿った事業展開を図る必要がある。

(3) 施策等に関する評価意見

(施策)

「達成度」は、成果指標となっている公営住宅整備戸数が基準年より減少しているため「C」とした。「有効性」は、評価対象となった事業はいずれも施策目的を達成するためには不可欠なので「B」とした。「効率性」は、施策全体に投入された行政資源の1/4以上を占める区画整理事業への補助金の成果がまだ出でならず「C」とせざるを得ない。「妥当性」は、財政難の影響もあるにせよ、施策全般に政策的意図をもった前向きな取組みが見られない点を厳しく評価し「C」とした。これらの観点別評価結果を勘案し総合評価を「C」とした。

現状の事業展開の最大の問題は、総合計画で定める施策内容（公営住宅の改築・建替え推進、道営住宅誘致、違反建築防止、不動産流動化、住宅耐震化促進、斎場の広域活用検討）と比較すると不十分あるいは説明不足と考えられる点である。

(事業)

- ・「市営住宅解体・改修事業」老朽化や水洗化の立ち遅れなどが顕著にもかかわらず、民間活力の利用（借り上げや家賃補助）など、財政難の中でとり得る対策の検討が進められていない。

- ・「市営住宅管理事業」収納率向上には努めているが、住宅困窮度の高い者が市営住宅に入居できるようにするための努力が見えない。

- ・「土地区画整理事業借入金元金補給事業」良好な住宅地を供給する事業を継続するためにやむを得ない事業だが、販売計画に基づき事業が完遂されなければこの事業の評価はできない。

- ・「建築確認事務」、「火葬場管理運営事業」、「墓地管理事業」法令の要求水準に基づき行ったり、円滑な施設利用を実現するために必要な管理を行うものであり、特にコメントする事項はない。